

国民健康保険の加入・脱退のときは手続きを忘れずに!

退職等により加入している健康保険が切れるときは、切り替え手続きが必要です

会社等を退職し、加入している健康保険資格を喪失するときは、必ず他の健康保険へ加入する手続きを行ってください。健康保険は自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

国保へ加入する場合は、資格喪失後 14 日以内に届出をしましょう。

- 届出に必要なもの 資格喪失連絡票・離職票等、認め印

職場から保険証を受け取ったときも届出が必要です

就職等により健康保険に加入したときも、自動的に切り替わりませんので、必ず国保脱退の届出を行ってください。届出されないと、国保と職場の健康保険の両方に加入している状態となり、保険料が二重で請求されます。忘れずに届出をしましょう。

また、健康保険加入後は、保険証が届いていない期間であっても健康保険の資格を有するため、医療機関受診の際には国保の保険証は提示せず、切り替え手続き中であることをお伝えください。国保の保険証を提示して受診すると、後日 7 割分の返還・請求手続きを行っていただく場合があります。

- 届出に必要なもの 健康保険証（保険証が変わった方全員分）、国保の保険証、認め印

倒産・解雇等により離職した場合は、国保税の軽減制度があります

失業日時点 65 歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下に該当する方は、申請により離職日の翌日の属する月からその翌年度末まで国保税の軽減が受けられます。

軽減内容は、対象者の国保税算出について、前年の給与所得を 30/100 として計算し、また、高額療養費等の所得区分の判定も前年の給与所得を 30/100 として判定します。

該当する離職理由コード

特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
特定理由離職者 23、33、34

- 申請に必要なもの 雇用保険受給資格者証、認め印

問 市民課保険係 ☎63-1112

～相続税の申告に利用できます！～

「法定相続情報証明制度」が新しくなりました!

平成 29 年 5 月から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。「法定相続情報証明制度」を利用することで、各種相続手続き（銀行の預金払戻、不動産の相続登記等）で戸籍謄本の束を提出する必要がなくなり、手続きの負担を軽くすることができます。

平成 30 年 4 月からは、新たに相続税の申告の手続きにもこの制度を利用できることとなりました。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

高知地方法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/kochi/>

問 高知地方法務局四万十支局 ☎0880-34-1600